

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和3年11月19日（金曜日）14時30分～15時02分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長
ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、臨時議会に引き続き文教厚生常任委員会を始めたいと思います。今日の調査事項については、休会中の調査事項には入っていませんでしたが、緊急を要する事案ということで、学校管理課のほうから令和4年度からスタートしたいということで、学校給食費の公会計化について説明をいただきたいというふうに考えています。

それでは、酒井課長、お願いいたします。

1 学校給食費の公会計化について

説明員 学校管理課 酒井課長、藤田係長

酒井課長 14:30～14:31

本日は議会臨時会終了後の大変お忙しいところにもかかわらず文教厚生常任委員会を開催いただき、委員長はじめ委員の皆様にご理解を賜りましたことに感謝を申し上げます。今日は、学校給食費の公会計化についてということで、担当課としてこれまで検討してきたところがございますが、来年4月1日からの実施に向けた考え方がまとまりましたことから、内容についてご理解を賜りたく説明する機会をいただいたところがございます。

なお、公会計化に伴う必要事項につきましては、12月議会定例会で条例制定に係る提案をさせていただく予定としております。よろしくお申し上げます。

それでは、早速説明に入ります。説明は担当係長であります藤田から行います。着席し、行いますことをご了承願います。よろしくお願います。

藤田係長 14:31～14:40

それでは、私のほうから学校給食費の公会計化につきまして説明させていただきます。

まず初めに、公会計化の概要としまして、お手元の資料①を御覧ください。学校給食費の公会計化の目的としまして、これまで私会計で管理されていた学校給食費を公会計化することにより、学校給食の適正かつ円滑な運営を図り、安全、安心な学校給食を提供すること、また学校給食費の徴収、管理業務を町で行うことにより、教職員の多忙化の解消を図り、児童・生徒と向き合う時間など、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保することを目的としております。

次に、主な効果としまして、学校給食費の透明性の向上、公平性の確保、教職員の負担軽減、保護者の利便性の向上、給食の安定的な実施などとなります。

次に、給食費の流れについて図を載せております。現状学校給食費は保護者、各学校、各給食会という流れになっておりますが、公会計化後は羽幌町で徴収、管理することとなります。

次に、予算のイメージとなります。これまで給食に関する予算は運営費としての歳出予算のみでしたが、今後は赤い部分の歳入の給食費と歳出の食材費が追加される形となります。

概要については以上となります。

続きまして、詳細につきまして説明させていただきます。資料はA 4横の資料②を御覧ください。No. 1、学校給食の実施について。給食費は私債権であり、給食の実施者と提供を受ける者との契約によって実施します。給食提供の対象者は、町立小中学校に在籍する児童及び生徒並びに給食センターを含めた学校に勤務する教職員とします。基本的には新入生の入学前に給食申込書、口座振替依頼書などの必要書類を提出していただきます。ただし、制度開始の初年度は、在校生を含む全員に提出していただきます。アレルギーなどにつきましてもここで記載していただきます。

No. 2、給食費の額について。給食費の額につきましては、現状の単価と同額でと考えております。小学生は1食272円、中学生は1食327円となります。ただし、牛乳のみの提供の場合は当該費用分のみの額、牛乳を飲まない場合は当該費用分を除いた額とします。次に、③、離島地区の給食費についてですが、当初高度僻地学校である特殊事情が考慮され、国から補助金の交付を受けていましたが、平成24年度に国の制度が終了し、その後も当町独自の支援として、現在小学生1食50円、中学生1食55円の補助を継続しているところであります。この支援につきましては、公会計化の実施に伴い、学校給食費の公平性、また離島食材の輸送費は基本的に羽幌町が負担していき、同じ食材を購入することに離島ゆえの負担がなく、同じ価格で購入できることから、市街地区と同額となるようにする予定です。ただし、激変緩和対策としまして、令和4年度に関しては既存のままとし、令和5年度以降に関係者への説明の上進めさせていただきたいと考

えております。

資料は次のページになります。No. 3、給食費の徴収方法について。毎月徴収する給食費の額は、No. 2の単価に毎年度定める年間学校給食予定回数を乗じ、これを12で除して得た額とします。年間予定回数を200回とした場合の見込みを資料に掲載しております。徴収方法は、基本的に口座振替によるものを考えております。なお、実際の年間学校給食実施日数が年間学校給食実施予定日数を下回った場合は、年度末に精算し、還付します。

No. 4、給食費の減免について。給食費を減免する場合として、①、学校給食の提供を受けている児童・生徒または教職員が、病気、事故などにより学校給食の提供を受けない日について、その5日前までに申出があったとき、②、学校給食の提供を受けている児童・生徒及び教職員が、年度途中で町外へ転出または死亡したとき、③、保護者が災害等により給食費の納付の資力を失ったと認められるとき、④、その他町長が適当と認めるときとしまして、これらの減免に伴う還付は、年度末に精算し、還付します。ただし、転出などの場合は、その事実が生じた日後速やかに精算し、還付するものとします。

資料は次のページになります。No. 5、試食についてです。保護者または学校給食の充実等を図ることを目的とした個人または団体から申出があった場合に試食を実施し、給食費の実費分を徴収します。

No. 6、滞納整理等について。給食費が納期限までに納入されない場合、納期限後20日以内に督促を行います。督促後も納付しない滞納者には催告書を送付し、これにも応じない場合は再催告書を送付します。再催告後も納付しない滞納者には、訪問調査等により納付指導などを実施します。督促、催告、再催告に応じない、または納付指導における誓約事項を履行しない滞納者に対し、最終催告書を送付します。最終催告書送付後に何ら反応を示さない滞納者に対し、法的措置を行うという流れになりますが、給食費は児童手当から徴収することが認められているため、一番初めの対応の納期限までに納入されなかった場合に督促実施後なお納付がされない場合、保護者に説明し、同意を得た上となりますが、児童手当から引き去りを実施することで滞納とならないよう取り組む予定としています。

資料は次のページになります。給食食材の購入に関する基準についてです。安心、安全な給食を提供するため、使用する給食用物資納入に係る基準を定めます。物資の規格として、優先順位を町内産、道内産、国内産、外国産とし、容器が衛生的なものや検収時に納品書を提出することなど一定の条件を決めます。また、給食用物資の品質と安定的な供給を確保するため、当物資を納入する業者をあらかじめ登録してもらいます。現在の納入業者に対し周知するとともに、町ホームページで広く周知します。物資購入に

つきましては、品目、賞味期限等に応じて発注を随時行います。

最後に、私会計における未納額の処理についてです。現在の私会計における未納額を整理し、法律などを参酌しながら、必要に応じて債権の譲渡を受け、徴収事務を実施することとしています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は挙手にて質疑のほうを行ってください。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:40～15:02

平山副委員長 給食申込みのことでお聞きします。給食申込書は4月1日前に受理となっておりますが、在學生はいいけれども、新入生はどのように。

酒井課長 毎年2月ぐらいに1日体験入学ですとか保護者に説明する機会がありますので、その段階で準要保護のほうの案内もしておりますので、そのときに同じ説明をして、そのときに申込書をお渡しするというふうに考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。

村田委員 未納の関係について何点か質問をしたいと思います。一番最後のページに、これは多分引継ぎだと思うのですが、今後4年度から始まる中で、今までの未納した部分が回収できなかった場合に公会計化のほうに引き継ぐということでもいいのですか。

酒井課長 そのとおりです。

村田委員 では、ちょっと戻ってなのですが、徴収方法の中で、2枚目ですね。給食費の減免と徴収方法とありますが、今度から公会計化になった場合、児童手当のほうから承諾を得て引き落としができるということだったのですが、それを行えることによって未納額をゼロにということか、公平に徴

収できるようになるのか、中には児童手当をもらっていない人もいるのか、そこら辺は私詳しくは分からないのですが、そのことによって給食費の未納というのが発生しないで100%徴収できるのかどうか、そこら辺はどういうふうに変わっていくのか教えてもらいたいのですが。

酒井課長　　まず、引継ぎを受けた部分につきましては、これから手当のほうの手続等どういうことができるか確認をしながら進めておりますので、その段階でできる範囲で徴収できるものはしていきたいというふうに、児童手当のほうから引き去りができるのであれば、そういう対応はしていきたいというふうに考えております。また、新しく公会計化に移行した以降につきましては、ほとんどの保護者の方が児童手当を受給しているということですので、先ほど説明しております手続が最後までいかないうちに児童手当から引き去りができるように手続を進めて、ほぼ100%といいますか、そういう形で徴収できるような形で進めたいというふうに考えております。

村田委員　　ほぼできるであろうということなのですが、児童手当をもらっていない人がいるかどうか、先ほど言ったように私は分からないので、もらっていない人がいる家庭ではどういう形でそうなったら徴収するのか。あと、児童手当で、さっき了解があつてという場合だったので、了解が得られなかった場合はどういう対処をするのか。

酒井課長　　了解が得られない場合ですとか児童手当を受給されていない方につきましては、ここに書いているとおりの手続でというふうになっています。最終的には法的措置といいますか、民事訴訟法ですか、法律にのっとった手続でというふうに最終的にはなると思いますがけれども、その段階でほかの町の税金、使用料と同じ形で徴収業務をしっかりとやりながら徴収はしていきたいと考えております。

村田委員　　今はどれだけの未納額があるかも分からないのですけれども、子供たちにとって公平な部分で、公会計化になったことによって、より一層公平性に欠けないような形で運営はしていただきたいと思っております。答弁は要りません。

小寺委員長 ほかにございませんか。

金木委員 何点か質問したいと思うのですが、公会計化はそもそも各自治体に強制的というのか、選択、どちらでもいいですよというものではなくて、強制的に公会計化にこなさいというものなのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

酒井課長 強制的ではありませんが、平成31年度ですか、文部科学省のガイドラインが示されまして、公会計化に移行するのが望ましいというような形で、現在どこの自治体でも公会計化が進められている状況です。背景としましては、働き方改革の一環ですとか、先ほど説明した公平性、透明性というところで、移行が国のほうからは進められている状況になります。

金木委員 ガイドラインに沿った流れでということだということですが、公会計化に切り替わることによって、いわゆる監査というのかな、監査対象ということになるのか、徴収とか実施状況とか滞納状況とかも議会に報告するような案件となるものかどうか、その辺はどうなのですか。

酒井課長 今度町の一般会計での収支になりますので、監査の対象になると理解しております。

金木委員 あと、3枚目のNo. 6で滞納整理等について詳しく、何回か段階的に督促、催告等を行うということになっていますが、現在はこのような方法での滞納整理はしていなかったのかどうか、現状はどうだったのかなと思うのですが。

酒井課長 私会計という部分がありますので、ここまでは厳しくはやっていない状況にありますので、町が扱うことによって、より取扱いを厳しくしていきたいというふうに考えています。

金木委員 では、今までも学校側だけではなくて教育委員会のほうでも滞納に対しては取り組んできたということなのか、町の関わりは今までもあったのかどうかというところではどうなのですか。

- 酒井課長 基本的に私団体の話になるものですから、こちらが全面的にというふうにはならないのですけれども、連携を取りながらという部分では取り組んできた部分があります。
- 金木委員 最後、今までも恐らく銀行引き落としだったのかなとは思いますが、これからは銀行引き落としになるのですよね。口座から。であれば、手続をした人は口座がゼロにならない限り滞納は起こらないだろうと思うのですけれども、口座引き落とししていない家庭もあるから、月々現金で納入するような家庭もあるから、そういうところでの滞納だったりということが見られるのかなと思うのですが、その辺の違い。全部引き落としなのかどうかというところも併せて。
- 藤田係長 金木委員がおっしゃったとおり、今現在滞納される方というのは、基本的に現金では集めていないので、口座の残高がゼロになってしまっているため引き落とせないという状況になっております。
- 小寺委員長 ほかにございませんか。
- 森 議 長 2点お伺いします。まず、1点目は、先ほど村田委員の質問に対しての答弁で児童手当をもらっていない人がということがあったのですが、基本的には所得制限があって、相当高い、おおよそ900万程度の収入以上ということで、あまり羽幌では該当者がいないと思いますし、それを超える方も特別給付という形で5,000円支払うという制度になっておりまして、私の理解では全然もらえないというのはないように思っていたのですけれども、何かそれ以外の特例みたいなのがあって、もらえない人が現実にいるという理解でよろしいのでしょうか。
- 小寺委員長 児童手当に関しては福祉課で……
- 森 議 長 答えられなかったらそれでいいのですけれども……
- 小寺委員長 分かる範囲で答え……

森 議 長 要するに児童手当の部分から引くということを前提にこれを組み立てているわけだから、児童手当の仕組みとしては福祉課だけれども、そこから引くということなので、ない人はどうするのだという答弁のやり取りをしているので、そこはこっちも把握しながら、議会に対しては一定の答弁が必要だという前提で質問していますので、お願いします。

酒井課長 児童手当から引き去りをするのは、あくまでも滞納があった場合ということで、その場合のケースということで捉えております。児童手当を町から支給されていないケースとしましては、転勤族ですか、道職員の方だとか、そういう方が想定されるかと思えますけれども、所得要件ですとかそういう部分ではほとんどの方が対象になるというふうに理解をしておりますので、あくまでも滞納があった場合につきましてはそういう引き去りのほうを、保護者の同意が得られるような形で徴収のほうと同時進行で進めていきたいというふう考えております。

森 議 長 では2点目、島の関係の給食費についてなのですが、島の制度が終了して町の独自制度を継続してきたところ、公会計処理に伴い支援の終了を予定する。激変緩和のため令和5年度以降からするというのですが、まず中身としては、令和5年以降からは、島の部分については、運賃だとかそういうものがかかってくるので、市街地域に在住の子供たちよりも給食費が高くなるという可能性を含んだものなのか。その上で、今回なぜ町の独自政策を公会計化をするのでやめるのか。公会計は公会計であって、支援は支援でやめる理由にはならないというふうに思いますが、なぜやめるのか、その2点についてお伺いします。

酒井課長 まず、金額につきましては、最終的には島の単価も市街と同じくというところで考えております。補助金につきましては、過去いろんな経過がありまして、当初平成25年ぐらいまでは国の補助金が出ておりまして、町も含めて補助金はしていたのですが、国の補助金が打ち切られた段階で、そこで一度軽減をしています。100円だったものを50円に補助をしというところで、そこで1段階減らしている部分があります。もともと給食費につきましては、以前から食材の運搬費は町の一般会計で支払ってきたという部分と、国の制度自体が僻地の学校で学校給食を普及

させるという部分が主な目的であったものですから、時代的に国のほうの支援がなくなってきたというのもありまして、町としましてもそのようなことが今段階では想定されないということで、最終的には同額にしたいというふうな考えでいるところでもあります。

森 議長 具体的には令和5年から補助をなくすわけで、なくした段階で島の子供たちの負担が大きくなったり、場合によっては材料費をちょっと抑えて、事実上の単価が安くなって中身が落ちるということは一切ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

酒井課長 食材の調達につきましてもこちらのほうである程度一括してやっている部分がありますので、給食の質が落ちるですとか、島の方たちにその辺の費用が付加されて負担が増えるということは全く考えてございません。

森 議長 結果に対して異存はないのですけれども、そもそも何で支援をしてきたのか、支援する意味すらよく分からないというか、意味がないかなと思うので、終わることなので、あえて大げさに爪立てる気はないですけれども、そもそもこの支援制度そのものがほとんど意味がなかったのかなと思いますけれども、その辺について、感想レベルでも全然構いませんけれども、現時点ではまだある制度なので、説明を願います。

酒井課長 繰り返しにはなるのですけれども、もともとの国の制度自体が、離島ですとか僻地に住んでいるがゆえに教育面でいろんな負担があるという部分の支援だと思えるのですけれども、当町におきましてもそれ以外に島の子に対しての支援だとか行っているものがありますので、タイミングとしてはもう少し早くに検討すべきだったというのは考えておりますけれども、タイミングとしてはこのタイミングで切り替えたいというふうな考えでおります。

森 議長 いずれにしても内容も変わらない、負担額も島は変わらない、焼尻小中学校も羽幌小中学校も父兄側については負担額も内容も変わらないということで受け取りたいと思います。今までは逆に言うところの分だけ島の人たちは羽幌の人間より給食費を安く納めていたということだったとい

うふうに理解してよろしいでしょうか。それだけで、それ以上の詳しい説明は私の今聞いたことが間違っていなかったら結構です。

酒井課長　　まず、給食費の段階的な部分につきましては、令和4年につきましては今の金額、補助分を差し引いた額で徴収はしていくのですけれども、いずれは羽幌と島と同じ額にしたいというふうに考えております。なので、これまでについては、島の保護者の負担については市街地より少なかったというふうに捉えていいです。

森 議 長　　分かりました。

小寺委員長　ほかにございませんか。
それでは、私から。私、以前に一般質問でも公会計化については話したのですけれども、令和4年度から行いたいということで最終的にそういう回答でした。一番気にしているのが未納金額、前回聞いたときには300万ぐらいだったと思うのですけれども、現段階ではその当時から増えているのでしょうか。現時点ではどれぐらいあるのでしょうか。

酒井課長　　正確な数字ではないのですけれども、恐らく昨年の12月議会でご質問いただいておりますので、昨年度の滞納分として若干増えたということで捉えていただいて結構です。

小寺委員長　先ほども質問の中であったのですが、口座振替して残高がない状態で引き落としができないというのが続いた段階で振替の口座の変更だとかそういう処理もしていて、今後も引き落としがされない場合の処理としてはそういう手続はする考えはあるのでしょうか。

酒井課長　　徴収業務という部分で納めていただきたいという話をしていく中で、児童手当の引き去りだとか、もし違う口座があればという部分は、納付指導といいますか、納付相談という形で保護者と会いながら、できるだけ口座振替で納めていただくようなお話をしていきたいというふうに考えております。

小寺委員長 もう一つが、最初のスタートは20日以内に催促を行う。最終的に法的措置を行うまでの期間というのはどのぐらいを見えていますか。

酒井課長 ケースによりますので、具体的には納付指導を受けて、少しでも納めていただいていたというのもありますし、今のところ具体的に日数はちょっとお答えできないと申し上げます。

小寺委員長 なぜ聞いたかという、普通の段階では法的措置までいかないことが多いと思うのです。それを逆に、法的措置までいかないのだから払わなくてもいいやという家庭もあるのかなというふうに心配している点があります。それが期限をもって行うのか、もう一つが、滞納分が消えることというのはないのですか。いつまで時効が成立してしまうのか。前回一般質問のときは公会計にすることでそれはなくなるというようなやり取りをしたと思うのですけれども、時効というのがあるのかなのか、その辺はどうでしょうか。

酒井課長 民法に基づいた期限という部分で、5年間という部分があります。それにつきましてはいろんな条件がありますので、そういうふうにならないうちにとりうふうな手続はしていきたいと思うのですけれども、基本的には一応5年間という期限がございます。

小寺委員長 私会計と公会計ともに民法上は5年ということによろしいのでしょうか。

酒井課長 途中で法律が改正されておりまして、令和2年4月1日から5年になったはずですが、その前はたしか2年間だったはずですので、それにつきましてはどういう形で処理できるのかについては、その辺の統一等を鑑みながら整理していきたいと考えています。

小寺委員長 それでは、令和2年4月以前は2年で全て未納分は処理されていたということなのでしょうか。

酒井課長 それにつきましては、これから私会計のほうと相談をして、どういう形で法律にのっとって処理していけるのかについては4月1日までに整理

をしたいというふうに考えています。

小寺委員長　今までは2年、これからは5年というのが、いいふうに使えばいいのですけれども、2年間引き延ばせば、5年間引き延ばせばというふうな方向にいかないような徴収の仕方を今後進めていっていただきたいというふうに思いますので、その辺どうでしょうか。

酒井課長　背景には法律ですとか、いろんな手続の中で遵守しなければならない事項があると思いますので、それに鑑みたく中で対応はしていきたいというふうに考えています。

小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、以上で今日の文教厚生常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。